

平成 26 年 10 月 24 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所再稼働差止仮処分第 3 回審尋について

本日13時30分から、鹿児島地方裁判所において、標記訴訟の第 3 回審尋が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の再稼働の差止を求めて、平成 26 年 5 月 30 日に申立てがされたものです。

これまで、当社は、答弁書等を提出し、申立ての却下を求めるとともに、川内原子力発電所は、地震・津波等に対する原子炉施設の安全性を確保していること及び福島第一原子力発電所事故を受け一層の安全対策を講じたこと等の主張を行いました。

今回、当社は、川内原子力発電所において策定した基準地震動がその評価方法を含めて妥当なものであること、さらに基準地震動策定における余裕に加え、十分な耐震安全上の余裕が確保されており、仮に基準地震動を超過する地震動が発生したとしても、川内原子力発電所の耐震安全性に直接影響を与えるものではないことを主張しました。

あわせて、万が一、事故が発生したとしても、十分な安全確保対策が講じられていることから、放射性物質の大量放出事故に至る現実的危険性がないこと等を改めて主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上